

当地に赴任してから感ずることであるが、北方領土返還に関わる運動がやや低調である。無力感なのだろうか、残念である。教育現場でもそれほど熱心ではないようだ。間もなく、2月7日即ち、「北方領土の日」である。この機に、北方領土問題を考えてみたい。

現状と展望については差し控える。

日本固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方領土には、戦前約17,000人の同胞が住んでいた。国後、択捉両島の面積は、それぞれ、大阪府、鳥取県の面積とほぼ同じであり、北方領土全体の面積は、沖縄県の約2倍、福岡県、千葉県、愛知県に比肩する大きさである。これらの島々の付近は、千島寒流と対馬暖流が交錯し、古くから、世界の3大漁場の一つに数えられてきた。

政府は、1981年（昭和56年）1月の閣議において、2月7日を「北方領土の日」と決定し、爾来毎年2月7日には、「北方領土の日」関連の記念行事が全国各地で開催されている。

2月7日を北方領土の日としたのは、1885年（安政元年）2月7日、日本国とロシアとの間で締結された「日露通好条約」の調印日に因んだものである。

同条約では、第二条において、「今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於いて界を分たす是まで仕来の通たるへし（以下略）」と合意されており、つまり北方領土が日本固有の領土であることを両国がはじめて正式に確認したのである。

この条約以前はどうであったかと言うと、我が国はロシアより早く、北方四島、樺太及び千島列島の存在を知り、既に1664年には「クナシリ（国後）」島、「エトホロ（択捉）」島との地名を明記した正保御国絵図をも編纂し、幾多の日本人が渡航している。松前藩は17世紀初頭より北方四島を自藩領と認識し、徐々に統治を確立していった。

これに対し、ロシアの勢力は18世紀初めにカムチャッカ半島を支配した後によりやく千島列島の北部に現われて我が国と接触するようになった。幕府は、「鎖国の祖法」を理由に通称を拒否しつつ、近藤重蔵、間宮林蔵等を国後島、択捉島や樺太にそれぞれ派遣して実地調査を行い、これらの地域の防備に努めるとともに択捉島及びそれより南の島々に番所を置いて外国人の侵入を防ぎ、これらの島々を統治した。勿論ロシアも遠征隊を送ったりして進出を図ったけれどもウルップ島より南にまで勢力が及んだことはなかった。

これらの事実は、当時のロシア皇帝ニコライ I 世をも共有していたものである。それを証明するのが、皇帝がプチャーチン提督に当てた訓令である。同訓令に曰く、「・・・クリル諸島の内、ロシアに属する最南端は、ウルップ島であり、同島をロシア領の南方における終点と述べて構わない。これにより（今日既に事実上そうであるように）我が方は同島の南端が日本との国境となり、日本側は択捉島の北端が国境となる。」と。

ロシアは、領土問題は国際協定その他によりすでに解決済みであり、ポツダム宣言が日本の領土を本州、北海道、九州、四国の諸国ならびに若干の小島に局限し、千島列島が日本の主権の下に残された領土のなかから除外されていること、及び千島列島放棄の事実が何に基づいているのかと反駁してきた。

ロシアの言う国際協定には、カイロ宣言が含まれる。カイロ協定では、「暴力及び貪欲により日本国が略取した」地域から追い出されなければ云々と述べているが、千島列島は樺太千島交換条約によって平和裡に日本が譲り受けたものであり、決して貪欲や暴力によって略取したものではない。ましてや日本固有の北方領土が日本国が略取したものではないことは明らかだ。しばしば引き合いに出される「ヤルタ協定」（同協定では、千島列島はソ連に引き渡すこととされている。）について、米国は、当初は、同協定に基づく南千島のソ連への移転が将来の平和条約、四大国の合意または国連総会の決議により確

定されるべきものとした（1946-1950年末）。然し、米国は、その後、その最終的な帰属は未確定であるとし（1952年対日平和条約の批准に際しての解釈宣言）、更にヤルタ協定によっても非当事国ソ連に対する千島列島の領域権限の移転の効果が生ずるものではない、との考えを表明している（1957・5・13「航空機事件に関する米国の対ソ覚書」）。また、ヤルタ協定は、ソ連の対日参戦と引き換えに「千島列島」をソ連に引き渡すことを約束した英、米、ソ首脳による秘密協定であり、後に米国も本協定が法的効力を持つものではないことを認めている。併せて、日本は、本協定の存在さえ知らなかったのであるから、日本がこれに拘束されることはない。

また、千島列島に所謂北方領土が含まれないことは歴史に照らして自明である。ポッドム宣言を日本は受諾したが、同宣言では、日本の主権の及ぶ範囲は、「・・われらの決定する諸小島」と述べているに過ぎず、最終処理は平和条約によってはじめて行われるものである。確かに、日本はサンフランシスコ平和条約により、千島列島と南樺太を放棄したが、法的には、これらの地域が何処に帰属するかは未確定であると言わざるを得ない。

従って、我が国としては、現状では、対日平和条約の規定に関わらず、北方四島の領土権を保持しており、旧ソ連の現実の支配は、連合軍司令官の一般命令に基づく占領または戦後占領の継続によるものであり、領域権限とはなり得ないという立場を維持している。

また、千島列島についての地理的範囲を明示していないが、歯舞・色丹は北海道の一部であること、国後、択捉についても歴史的に日本領土であったことは明らかである。

我が国は、北方四島のうち、南千島の両島については、対日平和条約で放棄した千島列島に含まれず、我が国固有の領土として返還されるべきである、と主張している。また、歯舞、色丹半島は、そもそも北海道の一部に属し、千島列島に含まれないから、日ソ共同宣言にいう「引渡し」は、旧ソ連が戦時占領を解いてその現実の支配権を日本に移転するに過ぎないと、解している。更に、米国も1956年9月7日の国務省見解で公式見解を発して日本の立場を支持している。

ソ連は、1945年8月9日、当時まだ有効であった日ソ中立条約を無視して、対日参戦をし、8月18日（15日にポッドム宣言受諾）にカムチャッカ半島から第二極東軍が侵攻し、31日までにウルフ島までの千島列島の占領を終え、樺太から侵攻した第一極東軍は、当初北海道の北半分（釧路・留萌ライン以北）及び北方四島の占領を企図していたが、前者については米国の強い反対により断念、米軍の不在が確認された北方四島に兵力を集中し、8月28日から9月5日までの間に完全占領を行った。2軍が役割分担をしている事実をみても当時ソ連軍が北方領土は日本の領土であると認識していたものと考えられる。

このような、北方領土に関する日本とソ連の対立の根底には、ヤルタ協定の「引渡し」の規定と戦後の措置が、果たしてソ連の南千島島に対する軍事占領に基づく現実の支配だけでなく、領域権限の委譲をも確定したものであるか、またそのような解釈が日本に対しても有効に対抗しうるか、といった問題がある。

時際法の原則に照らしても、我が国が将来の対日平和条約の締結に際して「現状承認の原則」を受け入れることのない限り、北方四島（特に南千島）に対する旧ソ連の事実上の占領・支配を持って有効な領域権限の取得（併合また割譲）とすることは出来ない。

いずれにせよ、今日では、同島を巡る領土紛争の存在自体は両国間で確認されており、領域権限の取得の有無についての挙証責任はロシア側にある。

（尚、北方四島周辺海域での日本国民の操業に対する漁業法の適用に関して、従前の判例の立場を変え、同海域を領海法・漁業水域暫定措置法の適用上、我が国の領域とみなした「ウタリ共同事件」札幌高判4/4/16）。

尚、湾岸戦争に伴うクウェイトの併合についても、侵略・軍事占領による領域権限の取得が否定された。

参考：現状承認の原則

ラテン・アメリカ地域の植民地独立に際しては、新国家は、相互の合意で、「現状承認の原則」により、国境を画定した。国境紛争を回避し、米州地域の安定を確保するため、たとえ民族としての一体的な社会集団性や経済的接続性を切断することがあっても、従前の植民地時代の行政区画をそのまま相互の国境として維持する、という趣旨である。